

しゅわ まな
手話を学ぶ

しゅわほうしんようせいこうざ
手話奉仕員養成講座

しゅわげんご かんしん かた しゅわげんご きそ がくしゅう かた
手話言語に関心のある方、手話言語の基礎を学習したい方
たいしやう き かた せいかつ ふくしせいど りかい
を対象に、聞こえない方の生活や福祉制度について理解と
にんしき ふか しゅわげんご にちじやうかいわ
認識を深めるとともに、手話言語による日常会話ができる
ことを目的とした、手話奉仕員養成講座を毎年実施してい
ます。(毎年4月に受講生を募集、受講料は無料ですが、テ
キスト代が必要となります)



養父市 健康福祉部 社会福祉課 ☎079-662-3162
FAX 079-662-2601

しゅわでまえこうざ
手話出前講座

しゅわげんご ふきゆう しゅわげんご ひつやう しょう かた りかい そくしん でまえこうざ じっし
手話言語の普及と手話言語を必要とする障がいのある方への理解を促進するため、出前講座を実施します。

(公社)兵庫県聴覚障害者協会 ☎078-371-5613
FAX 078-371-0277

養父市経営企画部経営政策課 ☎079-662-7602
FAX 079-662-7491

しゅわ
手話サークル

しなひ かつどう しみん しゅわ しゅわげんご ころうりやう しゅわげんご まな
市内で活動する市民の手話サークルでは、手話言語による交流をしながら手話言語を学ぶことができます。

ようかしゅわ
八鹿手話サークル

ていきてき がくしゅう おこな しなひ えん しょうがつ
定期的な学習を行うほか、市内のこども園、小学
こうとう ふくしがくしゅう しゅわ した かつどう
校等の福祉学習で、手話に親しむための活動など
をしています。養父市社協の広報紙「かけはし」に
ワンポイント手話を紹介しています。

かつどうにおし
活動日時

だい とうようび
第1・2・3土曜日
午後1:30~3:00

ばしょ
場所

ようかこうみんかん
八鹿公民館

やぶゆうりやうしゅわ かい
養父友遊手話の会

しゅわげんご はな たの まな ちやう
手話言語で話し、楽しみながら学んでいます。聴
かくしやう しゃ せいかつ し しゅわげんご み
覚障がい者の生活を知り、手話言語だけでなく身
ぶ ひやうじやう つか あいて きち つた
振り・表情を使って相手に気持ちを伝えることを
たいせつ かんが かつどう
大切に考え活動しています。

かつどうにおし
活動日時

だい すいようび
第1・3水曜日
午後7:30~9:00

ばしょ
場所

やぶこうみんかん
養父公民館

(福)養父市社会福祉協議会 ☎079-662-0160 FAX 079-662-0161

せきのみや 関宮
おおや 大屋
ようか 八鹿
「せ」の指文字を1回転しながら下ろす (ループ橋をイメージ)
「8」の手話を反転しながら上げる (鹿のツノをイメージ)
「や」の指文字
「養父市」の「養父」と同じ
「大きい」の手話
「市」の手話
左手で八木川・大屋川、右手で氷ノ山を表現して、(養父市の市章をイメージ)
「市」の手話

手話言語を知っていますか?

しゅわ げん ご
手話言語

やぶし 養父市

やぶし しゅわげんごじやうれい
養父市みんなの手話言語条例ができました

やぶし しゅわげんご ただ りかい ふきゆう そくしん しょう うむ しみん たが そんちやう あ
養父市では、手話言語の正しい理解と普及を促進し、障がいの有無にかかわらず、市民がお互いを尊重し合い、
あんしん く きやうせいしやかい じつげん れいわ ねん がつ やぶし しゅわげんごじやうれい せいてい
安心して暮らせる共生社会を実現するため、令和2年12月に、「養父市みんなの手話言語条例」を制定しました。

養父市みんなの手話言語条例のポイント

もくてき 目的

手話言語に対する理解と普及の促進

手話言語を必要とする障がいのある人に対する理解

みんなが安心して暮らせる社会

市民の役割

- 手話言語に対する理解を深める
- 市が推進する施策に協力

市の責務

- 手話言語を利用しやすい環境整備を行うために必要な施策の策定と実施

事業者の役割

- 利用しやすいサービスの提供
- 働きやすい環境の整備
- 市が推進する施策に協力

手話言語とは？

手や指、体や顔の表情を使って、視覚的に表現することで

意思や気持ちを伝える、「目で見る言葉」です。

聴覚に障がいがあっても、外見からはわかりにくいために、

困っていても周囲に気付いてもらえないことがあります。

ありがとう



「切り手」を表現

左の手の甲に右手の小指側を直角に載せてから上にあげる

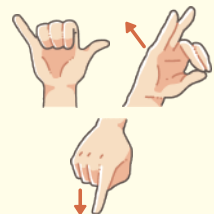
コミュニケーションの手段は、障がいの状況や失聴時期により、人それぞれ違います。

聞こえない人からコミュニケーション方法の要望があった場合、できる範囲で対応すること(合理的配慮)が必要となります。

手話言語



指文字



筆談



身振り (ジェスチャー)



空書



口話

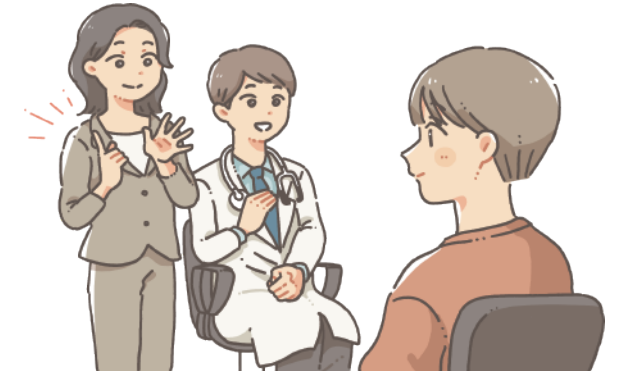


コミュニケーションを支援する制度

手話通訳者の派遣

手話言語により、聞こえない人と聞こえる人をつなぐ手話通訳者を派遣します。

病院の受診、就職面接、冠婚葬祭など、社会生活上必要と認められるものについて利用できます。派遣内容によっては、スマートフォンやタブレット等を使った遠隔(オンライン)による手話通訳も利用できます。



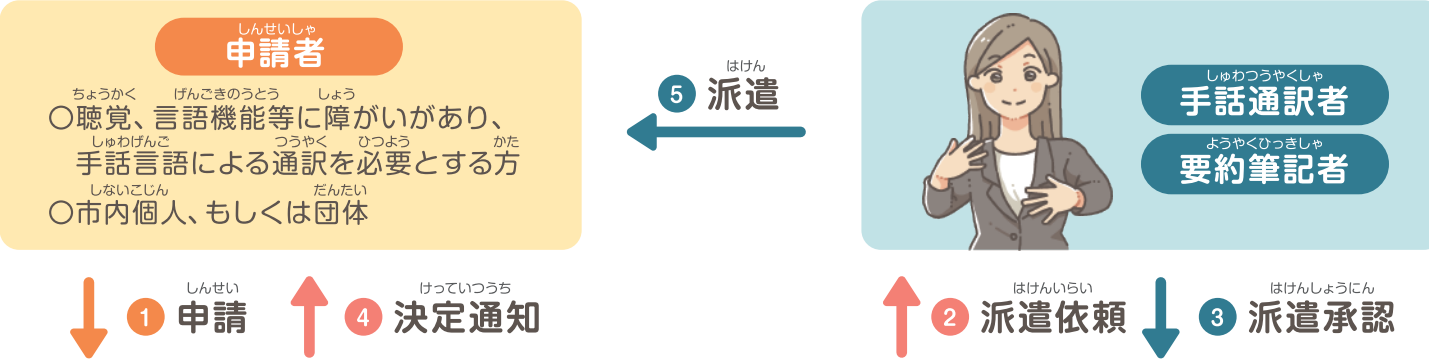
要約筆記者の派遣

音声言語を文字に変えて、聞こえない人に伝える要約筆記者を派遣します。

1対1のときは隣で手書きまたはパソコンに文字入力し、大人数が集まる講演会などのイベントでは、文字をスクリーンに映し出します。



派遣までの流れ



申請者

- 聴覚、言語機能等に障がいがあり、手話言語による通訳を必要とする方
- 市内個人、もしくは団体

手話通訳者

要約筆記者

受付窓口

養父市 健康福祉部 社会福祉課

〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675番地

TEL 079-662-3162

MAIL

FAX 079-662-2601

fukushi@city.yabu.lg.jp

